

使わなくなった家電製品は 新しい商品や資源になって 生まれかわります

家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）

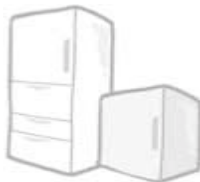
●家電リサイクル対象は下記4品目



エアコン



テレビ
(ブラウン管・液晶・
プラズマ式)



冷蔵庫・冷凍庫



洗濯機・衣類乾燥機



再商品化率＝再商品化等処理
重量÷再商品化重量

を願います。
法に基づき、正しい処分
法に基き、正しい処分
法に基き、正しい処分

による見回りを行っています。
やクリーンパトロール隊に
協力による不法投棄監視員
が、対策として、地域の

で90台の不法投棄がありま
した。対策として、地域の
協力による不法投棄監視員
が、対策として、地域の

●不法投棄を根絶しよう！
リサイクルが進む一方、
全国的に廃家電の不法投棄
が増えています。本市にお
いても昨年度、家電4品目

34台（エアコン2台、テレビ
16台、冷蔵庫・冷凍庫9台、
洗濯機7台）の利用がありま
した。

市では月1回の収集運搬
日を設けており、昨年度は、
34台（エアコン2台、テレビ
16台、冷蔵庫・冷凍庫9台、
洗濯機7台）の利用がありま
した。

再商品化率（再商品化等処理
重量÷再商品化重量）は83%
でした。

●家電リサイクル法とは？
この法律は、家庭から排
出される廃家電製品の一部
分をリサイクルすることで、
家電製品の廃棄物の減量と
資源の有効利用を推進する
ための法律として制定（平
成13年4月）されました。

●リサイクル料金

		家電リサイクル料金 (郵便局に支払う料金)		市の収集 運搬料金
テレビ	画面 サイズ	15型以下	1,785円/台～	2,900円
		16型以上	2,835円/台～	
エアコン			2,625円/台～	4,200円
冷蔵庫	170ℓ以下		3,780円/台～	4,800円
冷凍庫	171ℓ以上		4,830円/台～	
洗濯機 衣類乾燥機			2,520円/台～	2,000円

一部メーカーにより、リサイクル料金が異なりますので詳しくは下
記へお問い合わせください。

【家電リサイクル券センター】受付時間 / AM9:00～PM5:00（日曜
日、祝日は休み） 0120-319640 助03-3903-7551

「ごみ収集および処理に係る手数料の見直し (案)」について意見を募集します

廃棄物の排出抑制、分別収集の徹底等より効率的なごみ処
理を継続的に安定して行うため、現在、ごみ処理手数料の見
直しを行っています。(手数料改正予定:平成22年10月1日)

意見募集期間...2月5日～26日

見直し対象... 家庭系収集ごみ(燃えるごみ・燃えないごみ・
プラスチック類) 家庭系直接搬入ごみ 事業系直接搬入ごみ
閲覧場所...同見直し(案)は、市役所情報公開コーナー、環
境課窓口、まちづくり協働推進センター、中央・中主公民館、
各学区コミセンに設置しています。また、市ホームページ「行
政情報」の「パブリックコメント」にも掲載しています。

提出方法...住所、氏名、意見(様式自由)を記入の上、郵
送、ファクスまたはEメールで環境課(〒520-2492 野
洲市西河原2400) 589-6431、助589-5069、Eメール
kankyou@city.yasu.lg.jp

いただいた意見の検討結果は、ホームページで公表します。

●処分の方法

いずれも家電リサイクル料金要

1 買い換えした店や、過去に購入した店(要相
談)で引き取ってもらうことができます。

買い換え時のリサイクルに対しては「家電エ
コポイント」制度で補助が受けられます。(洗濯
機・衣類乾燥機除く)

2 各自で指定引取場所へ運べます。製造
メーカーを確認し、郵便局で「家電リサイクル券」
を購入し、所定の指定引取場所へ持参します。

3 市役所に収集運搬を依頼するもができます。
まず、郵便局で「家電リサイクル券」を
購入し、市役所環境課(分庁舎)または市民生
活相談室(本庁舎)まで「家電リサイクル券」
を持参します。

個別に収集するため、「ごみカレンダー」に記
載している家電リサイクルの日の前日までに手
続きをお願いします。収集運搬料金が別途必要。

●指定引取場所

県内では、6か所指定されていますが、近隣
では下記の2か所に持ち込みが可能です。

▼(株)ケイロジ草津営業所 / 草津市駒井沢町字横
須 198-1 / 568-3003、助568-3008

▼日本通運(株)大津支店 / 大津市中庄2-1-73
/ 522-6632、助522-6634

搬入日...月曜～土曜日(日曜日、祝日は除く)

搬入時間...午前9時～午後5時(正午～午後
1時は搬入できません)

歴史の小窓

—学芸員のメッセージ—

(65)

歴史民俗博物館

☎587-4410、Fax587-4413

【2月の休館日】月曜日、12日

テーマ展「遺跡で見る野洲の歴史(5) — 弥生・古墳時代の市三宅東遺跡 —」/ 2月6日 ~ 3月2日 展示解説 2月6日・28日

いずれも午後1時30分~

市三宅東遺跡の今年度の発掘調査成果を中心に紹介。弥生土器、初期須恵器、石製品、玉作り関連遺物などを展示

歴史講座 / 2月21日 午後2時~4時30分

「大岩山古墳群と史跡整備」/ 吉川和則(市文化財保護課長)、「中山道と朝鮮人街道」/ 行俊勉(当館学芸員)

当日受付、定員120人(要入館料)

古代のやきもの

須恵器

発掘調査を行いますと、住居跡や溝跡など、「遺構」と呼ばれる、地面に刻まれた過去の人々の活動等の痕跡と、土器や石製品、木製品などの「遺物」が見つかることがあります。

この「遺物」の一例として土器をイメージされる方も多いのではないのでしょうか。

土器と言いましても、時代によってその形や作り方など、多くの点で違いが見

られます。初めて登場したのは縄文土器で、その後に弥生土器・土師器が続くのですが、5世紀を迎えるころになると、「須恵器」というやきものが登場します。

須恵器は、朝鮮半島からの技術移入によってつくられました。外見上の特徴としては、まず、硬くて青灰色をしています。点を読み取ることができません。また、形づくるときにろを用いて成形を行っていることも挙げられます。

そして、このやきもの最大の特徴は、窯を用いて焼いていることです。それまでの野

焼きとは異なり1200度近い高温で焼き締めているために硬くて漏水しにくく、加えて細かな意匠や複雑な形状のものもつくられました。

須恵器独特の色調ともいえるこの青灰色は、焼成の途中に酸素の供給を遮断することによる化学変化の結果、生み出されるもので、なかには燃料に用いた木材の灰が自然の釉薬となつて表面に付着しているものもあります。

須恵器は、はじめ、大阪や福岡など限定的な場所生産

が始まったと考えられていて、その後各地に窯がつくられていきます。したがって、初期段階のものは数量的に多くありませんが、この、いわゆる初期段階の須恵器は野洲市内でも一定数見つかっています。

昨年に実施された市内での埋蔵文化財発掘調査成果のうち、多くの遺構・遺物が発見された市三宅東遺跡にスポツトをあてた「遺跡で見る野洲の歴史(5) — 弥生・古墳時代の市三宅東遺跡 —」というテーマ展を今月の6日から開催しますが、そこで展示されている資料のなかに、前述しました初期段階の須恵器があります。

須恵器 甕



ひとつは甕と呼ばれるもので、壺のような形の体部中央あたりに1か所孔があるものです。正確な用途については不明ですが、この孔に竹などをさし液体を注ぐ容器として用いていたのではないかという説があります。

もうひとつの写真は把手付碗で、出土状況時のものです。全体の約半分しか残っており、左端に把手がついていた痕跡をみてとれます。私たちが普段使っている、取っ手付きのコップと表現すればその形を想像していただけたと思います。前者はその形を徐々に変えながら古墳時代の終焉まで残りますが、後者は初期に特有のものです。

量産化以降にはなかなか見られない、美しく施された波状文や丁寧な仕上げがなされたこれらの須恵器を今回のテーマ展でぜひご覧いただければと思います。

(歴史民俗博物館学芸員 角 建一)

須恵器 把手付碗の出土状況

